

平成28年6月10日農業委員会議事録

1 開会日時及び場所 平成28年6月10日 午後2時50分

古賀市中央公民館研修棟304

2 閉会日時 平成28年6月10日 午後3時17分

3 委員氏名

(1)出席者

西 茂太郎	猿崎 勝義	澁田 幸広	矢野 秀樹
中野 晃	安武 正一	三輪 順一	澁田 一吉
中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸	松崎 富幸
渡 秀孝	青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄
原 月江	吉住三千代		

(2)欠席者(1名)

水野 賢二

4 議事に参与した者

事務局長	横田 浩一
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
係	小嶋 勉
係	松永健太郎

5 会議に付した事項

第1号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による
許可申請について

第2号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(案)の決定につい
て

午後2時50分開会

○事務局長 じゃ、若干早いですけど、予定の時間になりましたので、6月期の
定例会を開催させていただきます。

本日は会場の変更で御迷惑かけました。ありがとうございます。

あと、本日水野委員から■のため御欠席ということで御連絡をいただいておりますので御報告いたします。

本日は、議案が2件、諸報告が2件でございます。

■会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○会長 こんにちは。大変農繁期でお忙しい中、集まつてもらいましてありがとうございます。やはりこの会議だけは欠席するわけにはいきませんので、よろしく御審議のほうお願いいたします。

先月、東京で会長大会あったときにも話してたんですけど、やはりどこも法改正に対するいろんな意見を持ってありますので、古賀もそれぞれ時期がやっていますので、ひとつ議論のほうまた、よろしくお願ひします。

じゃ、ただいまから6月期の農業委員会、始めさせてもらいます。

○会長 じゃ、第1号議案、市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について、番号5番からお願ひいたします。

○係 [議案朗読]

○会長 ちょっと待って。今月の署名人の紙が来てない。

済みません。ちょっとずれましたけど、今月、これ水野さんの委員のかわりは誰にしてもらうと。

○係 水野委員の代わりが中野晃委員さんです。

○会長 中野晃委員。6月期の議事録署名人は、中野晃委員と矢野秀樹委員でお願ひいたします。どうも済みません。

始めてください。

○係 それでは、第1号議案、番号5について御説明をいたします。

今回の申請人は、申請人が5条の使用貸借によって戸建住宅、分家住宅でございますけれども、こちらの戸建住宅を建築するといった内容となっております。

申請人の詳細等につきましては、先ほど朗読で読み上げがあったとおりでございます。

では、位置図を御説明をいたしますので、2ページをお開きください。

今回の申請地は、古賀市の米多比にあります下米多比公民館の東側に位置します丸囲み内の斜線部1筆でございます。

なお、今回の申請におきましては、こちら、以前に農振の除外があつて、農業委員会のほうでも審議をいただいたところでございますが、こちらで除外をいたしまして分家住宅を建築するといった内容となっております。

次に、農地の広がり等について御説明をいたします。

まず、北側にかけましては、河川による分断、東側につきましては、他地目による分断、西側につきましては、こちら農地の広がりがございますけれども、他地目による分断、そして、南側につきましては、県道の手前から河川及び段差による分断があり、10ヘクタール以上の広がりであることから、2種農地ではないかと事務局では判断をしております。

次に、計画図について御説明をいたします。議案書の3ページをお開きください。

こちらの計画図では、戸建住宅、分家住宅の建築内容が示されておるところでございます。

まず、雨水、排水関係につきまして御説明をいたします。

雨水につきましては、こちら、住宅の周囲及び北側、南側に雨水枡を設け、前面の道路側溝へ排出する予定でございます。

次に、排水関係でございますけれども、以前の農振の除外の際には、北側の雨水枡がございましたところに合併浄化槽を設けてということでの申請でございましたけれども、平成29年の4月1日から、こちら前面道路の県道清瀧古賀線側に古賀市の農業集落排水管というところがこちらに示されておりますが、4月1日に供用開始であることから、こちらの農業集落排水管のほうに接続して排出する計画となっております。

次に、4ページをお開きください。

こちらには、今回の切土及び盛土についてが示されております。現地でも御確認いただきましたが、今回の申請地は道路よりも低くなっているところにございまして、道路高に合わせて70センチの盛土をする予定となっております。

最後に、地元の水利関係承諾書について御説明をいたします。

平成28年の5月11日に地元の開発委員会が開かれておりまして、計画図どおり施工することということで署名、捺印をいただいております。また、地元農業委員からの署名、捺印もいたいでいることから、事務局で受理をしております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の■委員さん、御説明お願いします。

○委員 16番 ただいま事務局のほうから説明がありましたけど、この件は、昨年11月、農振解除の申請があったわけでございます。

5月11日に、地元農業委員会が開かれまして協議いたしまして、問題ないということで許可いたしました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、

何か御質問ありましたら。ないですか。——ないようでしたら、採決とさせてもらってようござりますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長 では、第1号議案の番号5に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手17/17名]

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

続きまして、第1号議案の番号6、事務局お願いいいたします。

○係 [議案朗読]

○係 それでは、第1号議案、番号6について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が5条の使用貸借によって戸建住宅、こちらも分家住宅でございますが、戸建住宅を建築するといった内容でございます。

では、位置図の御説明をいたしますので、議案書の5ページをお開きください。

今回の申請地でございますが、こちら、先ほどの番号5と同じく、古賀市にあります下米多比公民館、こちらの西側に位置します丸囲み内の斜線部1筆でございます。

次に、農地の広がりについて御説明をいたします。

先ほど現地でも御確認のように、今回の申請地は、北側及び南側にそれぞれ田んぼが広がっておりますけれども、周囲は住宅地に囲まれており、こちらの住宅の中、介在農地でございます。周囲につきましては、全て他地目、田んぼ以外は他地目で分断されており、10ヘクタール未満の広がりであることから、2種農地ではないかと事務局では判断をしております。

次に、計画図について御説明をいたします。議案書の6ページをお開きください。

こちらの計画図には、戸建て住宅、分家住宅でございますけれども、こちらの計画図面が記されておるところでございます。

まず、雨水、排水関係について御説明をさせていただきます。

雨水につきましては、こちらの建物及び敷地周囲に雨水樹、また、雨水勾配を設け、こちらを通じまして前面道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、排水でございますけれども、こちらも図面の左下でございますが、まず、四角の部分、丸が2つついているところがございます。こちらは合併浄化槽を使用しております、宅内の排水につきましては、こちらの合併浄化槽を通じ、前面道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をいたします。議案書の7ページをごらんください。

申請地は、現地でも御確認いただきましたが、まず、前面道路からこちらの駐車場への乗り入れ口にかけましてブロックがございましたが、こちらは、ブロックを切り下げをいたしまして、

こちらの申請地の中へ入っていく計画となっております。よって、下のB—B' 断面のほうに傾斜がついているのは、そちらの乗り入れ口の関係でございますけれども、基本的には盛り土をいたしまして、最大57センチの盛り土という計画となっております。

最後に、地元の水利関係承諾書について御説明をいたします。

今回は、申請地と東側水路までの土地にコンクリート打ちを行うこと、米多比区自治会に加入すること、行政区規定に基づく無線放送受信機を設置することとのことで、平成28年5月15日付の承諾をいただいております。あわせまして、地元農業委員さんの署名、捺印をいただいていることから、事務局で受理をしております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の■委員、説明をお願いします。

○委員 15番 5月の14日に地元の開発委員会を開催いたしております。別段、特に問題はないと思うんですけども、申請地と東側の隣地との間に水路がございますけども、ここ、水路の管理道路でコンクリート打ちを基本として条件を提示させていただいたというふうに思っているところでございます。それ以外は、若干条件を付しておりますけども、そう問題はないというところでございます。ということで了承したということでございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明が終わりましたが、何か御質問ありましたら。何かないですか。

事務局、これ残りの田んぼとかあるんですか。

○係 ただいまの■会長の御質問に対してお答えいたします。

今回は、こちらの農地につきましては、もともと1筆の田でありましたけれども、必要最低限の分筆されておる状況でございまして、残りにつきましては、今後も農地として使用していくということでお聞いております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。何かほかにありませんか。——ないようでしたら、採決とさせてもらってようございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長 では、1号議案の番号6に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

[賛成者挙手17/17名]

○会長 全員賛成。ありがとうございます。

○会長 続きまして、第2号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について。

事務局お願ひいたします。

○係 それでは、第2号議案に入ります前に、今回の利用権設定について関係者が含まれております。よって、こちらの議案の朗読後に関係者の方の退席をお願いいたします。

■会長、■委員、■委員、3名でございます。

また、今回、■会長が退席されますことから、その後の議事の進行を■副会長にお願いしたいのですが、よろしゅうございますでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○係 ありがとうございます。では、議案の朗読後に退席のほうを促しますのでよろしくお願ひいたします。

○係 [議案朗読]

○係 では、関係者の先程申し上げました3名の方、退席をお願いいたします。

[■委員、■委員、■委員 退席]

○係 それでは、第2号議案、利用権設定です。

9ページをごらんください。左上に平成28年度第3号と書かれております。

今回、新規7件、更新8件の合計15件の利用権設定の届け出があつてあります。

なお、今回、字が一時利用地と記載した筆が複数ございますが、小野南部土地改良区にあり、字名が決まってないことから、このように記載しております。

それでは、10ページ、整理番号19、貸し手、■、福岡市在住、借り手、■、古賀市小山田在住、利用権設定する土地は、薬王寺一時利用地の田んぼ1筆、1,409平米です。平成32年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける■さん、年齢69歳、農業従事日数300日、借り受け面積8万6,949.31平米、農地面積11万1,477.31平米、主たる経営作物は、水稻、麦、野菜、右に書いてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、整理番号20、貸し手、■、古賀市新原在住、借り手、■、古賀市日吉在住、利用権設定する土地は、塙内の字竹末の田んぼ1筆、新原の字高木の田んぼ1筆、合計2,886平米です。平成32年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける■さん、年齢52歳、農業従事日数250日、借り受け面積7万23平米、農地面積7万6,233平米、主たる経営作物は、水稻、野菜、右に書いてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、整理番号21、貸し手、[REDACTED]、茨城県在住、借り手、[REDACTED]、古賀市鎌内在住、利用権設定する土地は、鎌内の字上ノ原の田んぼ1筆、1,431平米です。平成32年12月末まで5年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける[REDACTED]さん、年齢66歳、農業従事日数180日、借り受け面積及び農地面積1,127平米、主たる経営作物は水稻、右に書かれてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、整理番号22、貸し手、[REDACTED]、古賀市米多比在住、借り手、[REDACTED]代表理事[REDACTED]、利用権設定する土地は、米多比の字平柳の田んぼ1筆、2,325平米です。平成33年12月末まで6年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける[REDACTED]さん、借り受け面積及び農地面積5万5,677平米、主たる経営作物は麦、右に書いてある農機具をお持ちでいらっしゃいます。

続きまして、整理番号23、貸し手、[REDACTED]、古賀市谷山在住、借り手、[REDACTED]代表理事[REDACTED]、利用権設定する土地は、谷山の字節原の田んぼ1筆、6.84平米です。平成33年12月末まで6年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける[REDACTED]さんの御説明につきましては、整理番号22のとおりですので省略いたします。

続きまして、整理番号24、貸し手、[REDACTED]、古賀市谷山在住、借り手、[REDACTED]代表理事[REDACTED]、利用権設定する土地は、谷山一時利用地の田んぼ2筆、合計3,168平米です。平成33年12月末まで6年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける[REDACTED]さんの御説明につきましては、整理番号22のとおりですので省略いたします。

続きまして、整理番号25、貸し手、[REDACTED]、東京都在住、借り手、[REDACTED]代表理事[REDACTED]、利用権設定する土地は、谷山の字節原の田んぼ1筆、谷山の字大塚の田んぼ1筆、合計2,723平米です。平成33年12月末まで6年間の貸し借りとなっております。

利用権設定を受ける[REDACTED]さんの御説明につきましては、整理番号22のとおりですので省略いたします。

また、こちらにつきましては、後に、諸報告で御説明させていただきますが、以前、[REDACTED]さんが[REDACTED]さんより借りていた土地になりまして、合意解約の後、[REDACTED]さんが利用権設定を受ける流れとなっております。

整理番号26から33までは、利用権設定の更新になりますので、説明は割愛させていただきます。

以上、新規の利用権設定につきましては、全て地元農業委員の署名、捺印をいただいておりますことから、事務局で受理しております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○副会長 ただいま第2号議案につきまして事務局から説明ありましたが、何か質問はないでしょうか。

先ほど事務局から説明ありがとうございましたが、貸借に関する事、農業委員さんが中へ入って了解を得ていると思いますので何も問題ないかとも思われますが、どなたか質問ないでしょうか。——ないようですので、採決とさせていただきます。第2号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について、賛成されます方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手14/14名]

○副会長 全員賛成ということで可決されました。ありがとうございました。

午後3時17分閉会